

大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆大地法律事務所弁護士・熊琳◆

第33回 「中国における身柄拘束について」

【ニュース概略】「拘置所条例」は2月15日に國務院第192次常務會議で審議・通過され、4月1日から施行の運びとなっている。(「鳳凰網」2012年3月3日)

中国にも日本同様、法律に違反した人に対して、一定の期間身柄を拘束する制度があります。しかし、中国の場合には、身柄を拘束する法制度自体が日本より複雑で、適用範囲も広く、罰則を受けやすいという特徴があります。中国ビジネスに携わる方は、中国における身柄拘束制度に対する理解を深め、不測の事態に備えて「理論武装」できるよう覚えていただいたほうが、得策と思います。

まず、中国では身柄を拘束される事由は(1)刑事罰としての身柄拘束(2)刑事事件の容疑者としての身柄拘束(3)行政処分としての身柄拘束(4)行政強制措置としての身柄拘束(5)司法措置としての身柄拘束(6)その他の種類の身柄拘束——の6つとなります。

まず、「(1)刑事罰としての身柄拘束」ですが、中国では「拘役」と呼ばれ、日本の「拘留」と似ています。刑法によりますと、拘役は有期懲役より軽微な刑事罰として、期間が1カ月以上6カ月以下とされています。また、毎月1～2日の休暇を取り、家に帰ることも認められているため、有期懲役における身柄の拘束よりも緩やかであると言えます。

「(2)刑事事件の容疑者としての身柄拘束」は、中国で「刑事拘留」と「逮捕」の2つに分けられています。刑事拘留は、正式に逮捕手続きが履行される前に、逮捕状による逮捕の要件としての嫌疑よりも強い嫌疑がある被疑者に対して実施されるものですが、日本の「勾留」と類似している部分があります。刑事拘留の期間は一般的に最長14日とされています。

「(3)行政処分としての身柄拘束」は、中国で「治安拘留」または「行政拘留」を指し、治安管理処罰法を違反した違法者に対して、実施される行政処分の一つです。同法によりますと、例えば刑事罰を与える基準を満たさない集団的な殴り合い行為や小額の窃盗行為、売買春行為などに対して、行政拘留処分を与えることが可能とされています。行政拘留は通常、15日を越えませんが、2つ以上の違法行為が重なる場合には、最大20日の行政拘留処分を与えることができるとされています。ちなみに、治安管理違法行為を行った外国人に対しては、行政拘留措置を与えた後に、さらに強制送還措置が取られる可能性があります。

「(4)行政強制措置としての身柄拘束」は、「行政拘留」と同じく、行政機関に行われた強制措置ですが、違法行為

が確定されていないものの、違法行為をする可能性が高く、さらに一定の調査を行う必要のある対象者に実施される措置の一つです。例えば、「外国人入国・出国管理法」によりますと、不法入国または不法滞在する(疑いの高い)外国人に対して、公安機関による拘置・審査が認められています。

「(5)司法措置としての身柄拘束」は、主に刑事訴訟法や民事訴訟法の規定に違反し、人民法院による司法裁判・執行行為を妨害した人を対象に実施される強制措置です。よって、これは「司法拘留」とも呼ばれています。例えば、証拠の偽造と隠蔽(いんぺい)、司法捜査の妨害、執行の拒否などの情状を有する場合には、人民法院は、最長15日の司法拘留措置を取ることを決定することができます。

最後に「(6)その他の種類の身柄拘束」は、主に「労働教養」が挙げられます。治安管理処罰法によると、ポルノ印刷物の発行や、売春のあっせんと見なされるなどの行為を繰り返した者に対して、労働教養(強制労働)を命じることができるとされています。しかし、各地方政府の労働教養管理委員会の決定によって、実施されるため、裁判はなく、理由があいまいで恣意的解釈の余地が大きいという面が、一定の批判を受けています。勾留期間は3年以下ですが、さらに1年間の延長が認められるために、実際は4年間まで勾留が可能です。

ニュースにある「拘置所」ですが、中国語では「拘留所」と呼び、通常前記(3)～(5)のケースにおいて拘置される場所です。日本で言う「留置場」(逮捕前)と「拘置所」(逮捕後)は、中国で「看守所」と呼んでいます。

<筆者紹介>

大地法律事務所海外部

住所(北京):北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話(北京):(86 10) 6530-7711

青島事務所

住所:山東省青島市香港中路36号招商大廈1709室

電話:(86 532) 8667-8011

東京連絡事務所

住所:東京都千代田区紀尾井町3-9紀尾井町コートビル402号室

電話:(03) 6272-9201

HP:<http://www.aaalawfirm.com>

E-mail:xionglin@aaalawfirm.com (全国)